毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分

県 編集

(定価 箇年 三万八千八百八十円

目

次

訓

令

平 成三十

号 二九

曜 日

病 企業局

院局訓令

訓

令

金

三月二十

九

H

株インタープリンツ 警察本部訓令

平成三十一年三月二十九日

大分県訓令甲第十二号

この訓令は、

平成三十一年四月一日から施行する。

則

病院局訓令 企業局訓令 教育委員会訓令甲

令

甲

る。

第六条中「三日」を「四日」に改める。

第四条第二項中「第一月曜日及び第三月曜日」を「第一火曜日及び第三火曜日 第三条第一項中「(国民文化祭・障害者芸術文化祭局長を含む。)」を削る。

に改め

警察本部訓令

教育委員会訓令甲

会

訓 令

人事委員会訓令

監査委員訓令 労働委員会訓令 訓

令

企 業

局訓令

警察本部訓令 労働委員会訓令

病

院局訓令

大分県訓令甲第十一号

○訓

令

甲

大分県部長会議設置規程(昭和四十六年大分県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正

本

庁

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事

日 市

具

正

应

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

訓

令

甲

教育委員会訓令甲

甲

人事委員会訓令

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外 (訓令甲)

大分県職員研修規程(昭和四十三年大分県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

労働委員会事務局

地 本

方

機

関 庁

大分県知事職務代理者

大分県報号外(訓令甲・教育委訓令甲・人事委訓令・労働委訓

令・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令)

第八条中「国民文化祭・障害者芸術文化祭局長及び会計管理局長」を「会計管理局長及び 大分県副知事 日 市 具 正 別表第三の文化祭対策部の部を削る。

この訓令は、

平成三十一年四月一日から施行する。

訓

教育委員会訓令甲訓

労働委員会訓令 人事委員会訓令

察本部訓

企

業

局

令 令

訓訓

則

労働委委員会事務局長」に改める。

別表中 委 委 員 員 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長 会 計 管 理 局 会 計 課 長 を

員 会 計 理 局 計 課 長

附 則

員

労

働

委

委 委

管

会

この訓令は、 平成三十一年四月 一日から施行する。

員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 長 に改める。

大分県訓令甲第十三号

知 事 部

教 議 会 庁

労働委員会事務局

査 察 事 本 務 部 局

業 局

企

院

病 局

次のように改正する。 大分県新型インフルエンザ等対策本部規程(平成二十五年大分県訓令甲第一号) の一部を

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 日

市

具

正

正する。

国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」を「土木建築部長」に改める。

別表第一中 土木建築部長

別表第二の文化祭対策部の項を削る。

局

事 務 局

人事委員会事務局

大分県企業局訓令第四号

大分県病院局訓令第四号

大分県訓令甲第十四号

大分県人事委員会訓令第一号 大分県教育委員会訓令甲第二号

大分県労働委員会訓令第一号

大分県警察本部訓令第十一号

知 事 部

局

教 育 庁

労働委員会事務局 人事委員会事務局

察 本 部

院 業 局 局

企

の一部を次のように改

大分県広報委員会設置規程 平成三十一年三月二十九日 (昭和五十八年大分県訓令甲第十四号)

大分県知事職務代理者

分

県

副 知 事

日 市 具 正

長 大分県病院局訓令第五号 大分県警察本部訓令第十二号 大分県教育委員会訓令甲第三号 大分県訓令甲第十五号 大分県企業局訓令第五号 別表中 この訓令は、 に改める。 附 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」 企画振興部広報広聴課長 平成三十一年四月一日から施行する。 病企 教育委員会訓令甲 察本部訓 院業 局 大 大 大分県警察本 大 大分県労働委員会会長 大分県人事委員会委員長 分 分 訓訓 県 県 分 令令令 企 病 業 院 県 局 局 部 長 長 長 教 大分県教育委員会訓令甲第十三号 大分県訓令甲第十六号 石須石 神 田 育 を 「企画振興部広報広聴課 代 川賀井 委 警 教 知 企 察 事 昭 泰 陽 院 業 育 本 部  $\equiv$ 局 哉 雄 子 局 部庁局 会 0) 大分県議会訓令第三号 大分県訓令甲第十六号 企画課長」に改める。 別表第一中 別表第二中 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程 一部を次のように改正する。 平成三十一年三月二十九日 則 「土木建築部長 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」 土木建築部土木建築企画課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」を「土木建築部長」に改める。 病 院 局 訓 令警察本部訓令監查委員会訓令人事委員会訓令 教育委員会訓令甲 会 訓 大分県知事職務代理者 大 大分県副知事 大分県病院局長 大分県企業局長 大分県警察本部長 令 甲 分 平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号 県 大分県病院局訓令第七号 大分県企業局訓令第四号 神 石 田 日 育 | を「土木建築部土木建築 市 代 Ш 委 昭 英 泰 員

哉 雄 三 会 正

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外

(訓令甲・議会訓令・教育委訓令・人事委訓令・

労

三

働委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・企業局訓

令・病院局訓令)

働委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・企業局訓大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令・人事委訓令・労

令・病院局訓令)

四

大分県警察本部 15大分県警察本部 15 大分県代表監查委員 大分県労働委員会会長 長 長 神 石 首 須 Ш 藤 賀 昭 泰 博 陽 雄 三 文

一土木建築部長 長 田

代

英

哉

別表第一中 国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」 を「土木建築部長」に改める。

- 土木建築部土木建築企画課長

別表第二中 国民文化祭・障害者芸術文化祭局企画・広報課長」 を「土木建築部土木建築

企画課長」に改める。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会事務局

查 事 本 務 局

企 業 局

院 局

病

大分県人事委員会訓令第三号 大分県教育委員会訓令甲第十四号

大分県議会訓令第二号

平成十八年大分県労働委員会訓令第二号 大分県監査委員訓令第三号

大分県男女共同参画推進本部設置規程

大分県企業局訓令第五号 大分県警察本部訓令甲第十九号

大分県病院局訓令第八号

0)

一部を次のように改正する。 平成三十一年三月二十九日

正

日 市 具

上 伸

長 事 井

大分県知事職務代理者

副 会 知 議

育

大 大

分 議

分 県 分 県

大分県人事委員会委員長

石

会 史

事 部 局

知

会

事

務

局

大分県病院局訓令第六号 大分県企業局訓令第六号 大分県監査委員訓令第一号

大分県警察本部訓令第十三号

大分県人事委員会訓令第二号

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県労働委員会訓令第二号

教 議 育 庁

労働委員会事務局

部

大分県訓令甲第十八号

訓 教育委員会訓令甲

察本部訓令

大分県訓令甲第十七号 大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県警察本部訓令第十四号

大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程

平成十九年大分県教育委員会訓令甲第 大分県訓令甲第一号

教 知

育 部

部庁局

事

察

大分県警察本部訓令第一号

0) 一部を次のように改正する。

号

子